

地域未来交付金（地域産業構造転換インフラ整備推進型）  
交付要綱（道路整備事業）

令和 6 年 1 月 25 日  
国 都 街 第 7 9 号  
国 道 環 第 9 4 号

（最終改正）令和 8 年 2 月 6 日  
国 都 街 第 1 0 0 号  
国 道 環 第 1 1 5 号

国土交通事務次官

## 第1 通 則

地域未来交付金制度要綱（令和 8 年 2 月 4 日付け府地創第 30 号、府地事第 54 号内閣府事務次官通知、7 農振第 2446 号農林水産事務次官通知、20260127 財経第 2 号経済産業事務次官通知、国総政第 54 号国土交通事務次官通知、環政総発第 2602032 号環境事務次官通知。以下「制度要綱」という。）第 6 4 に定める地域産業構造転換インフラ整備推進型（以下「交付金」という。）の道路整備事業の交付に関しては、制度要綱、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成 12 年総理府・建設省令第 9 号。以下「国土交付規則」という。）、その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところによるものとする。

## 第2 交付金の交付対象

### 1 交付対象となる事業

交付金の交付対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、一般国道、都道府県道又は市町村道の新設、改築若しくは修繕に関する事業とする。

### 2 事業主体

事業主体は、地方公共団体等とする。

### 3 交付金の交付先

交付金の交付を受ける者は、地方公共団体とする。

### 第3 交付の事務の区分

交付金の交付の事務は、国土交付規則の規定に基づき国土交通大臣が行うものとする。

ただし、第6 3の規定に基づき、交付された交付金が、対象事業のうち、当初予定されていた事業（以下「当初予定事業」という。）以外の対象事業（以下「他の事業」という。）の整備に充てられる場合には、当該当初予定事業に係る交付金の交付の決定を行った大臣が所管するものとする。

### 第4 交付金の交付期間

国土交通大臣が地方公共団体に対し交付金を交付することができる期間は、地域産業構造転換インフラ整備推進型実施計画（以下「実施計画」という。）ごとに当該計画に基づき対象事業の整備を実施する年度から起算して、原則5年以内とする。

### 第5 交付限度額

第7に規定する国の負担割合の補正前の交付金の限度額（以下「交付限度額」という。）は、次に掲げる式により算出された額とする。

$$\text{交付限度額} = \Sigma (A \times B)$$

A : 実施計画に記載されている対象事業ごとに第2に掲げる経費

B : 実施計画に記載されている対象事業ごとに別表1の国の負担割合に掲げる割合

### 第6 単年度交付額

#### 1 単年度交付額

第5に規定する交付金の交付限度額の範囲において、年度ごとの交付金の交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出した額を基準として定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = \text{交付限度額} \times C - D$$

C : 実施計画に記載されている事業に要する経費に充てるための交付金（以下「交付金（X）」という。）が交付される年度の年度末における対象事業に係る事業について見込まれる進捗率

D : 交付金 (X) のうち、算出の対象とする年度の前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率 : 対象事業に係る総事業費に対する執行事業費の割合

## 2 事業の進捗率の変更

事業主体は、実施計画に記載されている事業に係る事業の進捗率に変更があった場合には、交付を受けた交付金の額（第7に規定する引上額を含む。）すべてについて、1の規定により算出される額にかかわらず、当該事業整備に要する経費として充てることができる。ただし、この場合においても、当該年度に交付された交付金の額は、当該年度における変更された執行予定事業費を超えることはできない。

## 3 交付金の他の事業への充当

事業主体は、単年度交付額（第7に規定する引上額を除く。）の1/2未達の範囲で、かつ他の事業の当該年度の執行予定事業費を超えない範囲内において、交付された交付金を他の事業の整備に要する経費として充てることができる。

## 第7 国の負担割合の補正

交付金を充てて実施する事業であって、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号。以下「負担特例法」という。）第2条第1項に規定する適用団体が行う後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律施行令（昭和36年政令第258号）第1条各号に該当するものについては、負担特例法に準じて国の負担額を引上げることとし、当該引上額を明らかにした上で、第6-1に規定する単年度交付額と合わせて交付するものとする。

なお、負担特例法第2条に規定する財政力指数及び第3条第1項に規定する引上率については、交付金の交付対象となる年度の前年度のものをを用いることとする。

## 第8 指導監督交付金

国土交通大臣は、都道府県に対し、工事費（工事雑費を除く。）と別に、指導監督交付金（都道府県知事が市町村に対して行う指導監督事務に要する経費をいう。）を交付することができる。

## 第9 交付申請

適正化法第5条及び適正化法施行令第3条、国土交付規則第3条若しくは第4条の規定に基づく交付金の交付に係る申請については、交付金の交付を受ける者（以下「交付申請

者」という。)は、毎年度、国土交通大臣が別に定める日までに、国土交通大臣に対し、別に定める交付申請書を提出して行うものとする。

## 第10 変更交付申請

- 1 交付申請者は、適正化法第7条第1項及び国土交付規則第5条第1項第1号若しくは第2号の規定により承認を受けようとする場合には、国土交通大臣に対し、別に定める変更交付申請書を提出するものとする。
- 2 実施計画に定められた交付申請対象事業については、実施計画の要素事業の新設又は廃止を伴わない事業内容の変更で交付決定単位ごとの交付決定額に変更が生じないものは、適正化法第7法第1項第3号の軽微な変更とし、第1項本文の規定にかかわらず、事業の内容に関する変更申請を要しない。

## 第11 申請の取下げ

交付申請者は、適正化法第9条第1項により申請を取り下げる場合には、交付金の交付決定通知を受けた日から起算して15日を経過する日までに、国土交通大臣に対し、別に定める申請取下書を提出するものとする。

## 第12 遂行状況報告

- 1 適正化法第12条の規定による遂行状況の報告については、交付申請者は、毎会計年度の4月1日から11月30日までの期間についての状況を取りまとめ、当該年度の12月20日までに、国土交通大臣に対し、別に定める遂行状況報告書を提出して行うものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、交付申請者が交付金について、公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況報告について（昭和42年5月1日付け蔵計第946号大蔵大臣通知）に係る報告を地方整備局等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局。以下同じ。）に行っている場合は、前項の規定による報告を省略することができる。
- 3 第1項による報告のほか、地方整備局等は、事業の円滑な執行を図るため必要があると認めるときは、交付申請者に対して当該交付金の遂行状況について報告を求めることができる。

## 第13 実績報告

- 1 適正化法第14条及び国土交付規則第9条第1項の規定に基づく報告については、交付申請者は、事業の完了の日から起算して1か月を経過した日又は事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、国土交通大臣に対し、別に定める実績報告書を提出して行うものとする。なお、適正化法第14条後段の規定による報告は、国土交付規則により、交付金の交付決定に係る国の会計年度の翌年度の4月30日までにを行うものとする。
- 2 ただし、国土交通大臣が前項の期日によることができない困難な特別の事由があると認めた場合には、同項の報告の期日は、事業の完了の日が属する年度の翌年度の6月10日までとすることができる。

## 第14 交付金の経理

事業主体及び第8の指導監督交付金の交付を受ける都道府県は、交付金について経理を明らかにする帳簿を作成し、交付期間の終了後5年間保存しなければならない。

### 附 則

- 1 本要綱は、令和6年1月25日から施行する。

### 附 則（令和7年2月14日付け国都街第115号及び国道環第154号）

- 1 本要綱は、令和7年2月14日から施行する。
- 2 本要綱の施行の際、現に旧要綱に基づき行われている継続事業で、令和6年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、旧要綱は、前項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

### 附 則（令和8年2月6日付け国都街第100号及び国道環第115号）

- 1 本要綱は、令和8年2月6日から施行する。
- 2 本要綱の施行の際、現に改正前の要綱に基づき行われている継続事業で、令和7年度以前の年度の歳出予算に係るものの実施については、なお従前の例による。

別表 1

道路事業においては、以下の通りとする。

新設に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表 1-(1)-1 の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定するものとする。

表 1-(1)-1

事業	率
道路法第 50 条第 1 項に規定される事業	道路法第 50 条第 1 項に定める負担の割合
道路法第 56 条に規定される事業	道路法第 56 条に定める補助の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和 34 年政令第 17 号）第 1 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 1 条第 3 項に定める負担の割合
道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定される事業	道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律施行令第 2 条第 2 項に定める補助の割合
道路の修繕に関する法律（昭和 23 年法律第 282 号）第 1 条第 1 項に規定される事業	道路の修繕に関する法律の施行に関する政令（昭和 24 年政令第 61 号）第 1 条第 2 項に定める補助の割合
原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成 12 年法律第 148 号）第 7 条第 1 項に規定される事業	原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法別表（第 7 条関係）に定める負担又は補助の割合
交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和 41 年法律第 45 号）第 6 条第 2 項及び第 3 項に規定される事業	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第 6 条第 2 項及び第 3 項に定める負担又は補助の割合
積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第 6 条に規定される事業	積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法第 6 条に定める負担又は補助の割合
道路法施行令第 34 条の 2 の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 項に規定	道路法施行令第 34 条の 2 の 3 第 1 項及び第 2 項に定める補助の割合

される事業	
道路法施行令第34条の2の3第3項に規定される事業	道路法施行令第34条の2の3第3項に定める補助の割合
共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和38年法律第81号）第22条第2項に規定される事業	共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第2項に定める負担又は補助の割合
電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第22条第2項に規定される事業	電線共同溝の整備等に関する特別措置法第22条第2項に定める負担又は補助の割合
土地区画整理法第121条に規定される事業	土地区画整理法第121条に定める負担の割合

改築又は修繕に関する事業に係る当該年度の基礎額は、当該年度の事業費に、表1-(1)-2に定める国費率を乗じて算定するものとする。なお、道路局所管補助事業採択基準等（平成13年3月30日付け国道総第589号）、街路・交通連携推進事業採択基準、公共団体等区画整理補助事業実施要領（平成21年11月11日付け国都市第25-2号）、組合等区画整理補助事業実施要領（平成21年11月11日付け国都市第25-2号）、又は市街地再開発事業等管理者負担金補助採択基準に定める基準に適合する事業については、表1-(1)-1の左欄に掲げる事業ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて算定することができる。

表1-(1)-2

	地方公共団体	引上率 $\delta$		
		1.00	1.01~1.09	1.10~
一	北海道の区域内の地方公共団体	6.0/10		5.5/10 $\times \delta$
二	その他の地方公共団体	5.5/10	5.5/10 $\times \delta$	

※ 地方交付税法（昭和25年法律第211号）第10条第1項の規定による普通交付税の交付を受けていない都府県等（都府県又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市をいう。）によ

り行われるものについては、5/10 とする。

注1) 防雪又は凍雪害の防止に関する事業については、道府県が行うものにあつては 6.0/10× $\delta$ 、市町村が行うものにあつては 6.0/10 とする。

注2)  $\delta$  は地方公共団体の引上率で、都道府県においては、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律（昭和36年法律第112号）第3条第4項に基づき総務大臣が通知する値とし、市町村においては、財政力指数が0.46未満の市町村（以下「適用団体」という。）については、次の式によって計算した値とする。なお、これに該当しない地方公共団体においては、1.00 とする。

$$\text{引上率} = 1 + 0.25 \times \frac{0.46 - \text{当該適用団体の当該財政力指数}}{0.46 - \text{財政力指数が最小の適用団体の当該財政力指数}}$$

（小数点第二位未満は切り上げ）

なお、財政力指数は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した基準財政需要額で除して得た数値で、当該年度の前々年度より過去3年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値とする。